

京都市教育長訓令甲第3号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市教育長 稲田新吾

第3条第2項中「学校事務支援室長」の右に「、部活動地域展開準備室長」を加え、同条中第19項を第20項とし、第12項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 部活動地域展開準備室長事故あるときは、その代決事項は、副室長が、副室長事故あるときは、所管事務につき、担当係長が代決することができる。

別表校長及び園長の項第6号中「に関する」を「(別に定める場合に限る。)に関する」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)